

令和2年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和2年6月17日(水)

令和2年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年6月17日(水) 開会 午前10時00分
閉会 午前11時14分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務会計課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	地域支援課長	伊藤知幸
医療センター事務長	前地忠和	住民福祉課長	伊藤太
経済課長	夏目明剛	事業課長	原田経美
教育課長	栗嶋賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 亀山和正 書記 神谷純子

出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第 36 号 東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 38 号 令和 2 年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 4 議案第 39 号 令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 5 議案第 40 号 令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 41 号 令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 7 議案第 42 号 令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 8 議案第 43 号 東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 意見書第 1 号 地方財政の拡充を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 10 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開会宣言

議長（原田安生君）

ただ今この出席議員数は「8名」でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から、『令和2年第2回東栄町議会定例会』を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配布した日程とおりでございます。なお、現在クールビズの期間中でございますので、上着の着用は、ご自由をお願いを致します。

追加上程

議長（原田安生君）

ここで、お諮りいたします。日程第7の次に、日程第8、議案第43号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』日程第9、意見書第1号『地方財政の拡充を求める意見書（案）の提出について』日程第10、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の3案件が、本日、追加提出されましたので、上程したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8から 日程第10までの3案件を追加することに決定いたしました。

執行部からの報告

議長（原田安生君）

委員長報告に入る前に、執行部から発言の申し出があります。許可をいたします。

はじめに医療センター事務長

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

9日の文教福祉委員会であった森田議員からの質問にここでお答えさせていただきます。はじめに医師派遣の負担金の根拠についてですが、つぐ診療所への医師派遣は、県のへき地医療支援機構の派遣単価を用いて算出しております。もう一つの新城市民病院につきましては、医師派遣の人員費を勤務日で除した値をもとにして算出しております。医師派遣につきましては、本年度も東栄町や北設楽郡医師会からの要望をお聞きいただき県より医師を派遣していただきましたが、この医師派遣につきましては、当医療センターへと

いうよりも北設また北部医療圏への派遣ととらえこうした考えで医師派遣をさせていただいております。次に特殊勤務手当についてと手当の見直しについてですが、ここにある特殊勤務手当につきましては、委員会でお答えさせていただいたとおり医師の診療手当であり、東三河の公立病院を持つ市全てでお支払いしている手当であり、割合については各自治体それぞれ違います。この診療手当のほか手当の見直しですが、医療職給与の条例につきましては、公設公営に戻る前の平成 29 年 12 月議会に上程させていただき、その議会においてお認めいただけましたのでご理解いただけているものと思います。ですので見直しの必要はないと考えますし議員が言われるような手当についてはございません。以上です。

議長（原田安生君）

つづいて総務課長。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

議会の始まる前に継続費繰越計算書の差替えをさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。6月8日の本会議で報告第3号令和元年度東栄町一般会計継続費繰越計算書について報告させていただきましたが、この中で2点修正がございましたので報告させていただきます。修正箇所は上から3段目の8款消防費、町防災行政無線整備工事監理業務委託料が欠落しておりました。この継続費の総額が624万4千円、予算計上額が374万6千円、支出済額及び支出見込額が同じく374万6千円で残額は0円となります。もう一点が、一番下の8款消防費防災行政無線設備等工事出済額及び支出見込額が2億7775万4千円758円と報告させていただきましたが、正しくは2億7772万4千758円であり、こちらを修正させていただきました。この修正につきましては、単にこちらの入力ミスでありました。大変ご迷惑をおかけいたしました。以上です。

----- 発言の取り消し -----

議長（原田安生君）

次に本日、浅尾もと子君から6月8日の会議における発言について同意案第3号『東栄町農業委員委員の任命につき同意を求めることについて』は、人事案件でございましたので、本来、先例17により私が議会で諮り討論を省略するものでしたが、誤って討論に移ったため議員から反対討論をいただきましたが、会議規則第62条の規定によって反対討論についての発言を取り消したいと申し出がありましたので、お諮りいたします。発言取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、浅尾もと子君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

委員長報告

議長（原田安生君）

日程第1、委員長報告を行います。去る、6月8日の本会議において、各委員会に付託しました案件に対する審査結果につきまして、各委員長に報告を求めたいと思います。

はじめに『総務経済委員長』に報告を求めます。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。総務経済委員長。

1番（伊藤芳孝君）

総務経済委員会の審査結果を、会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第36号東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第38号令和2年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について（関係分）、議案第40号令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、議案第41号令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、計4議案が付託されました。6月11日の委員会審査の結果、議案第36号、40号、41号については全会一致、議案第38号については、賛成多数で原案のとおり可決されました。なお、本委員会は、議員全員で構成され、全員が出席しておりますので、質疑、討論及び採決につきましては、省略させていただきます。また、送付されました2件の陳情書についても協議を行いました。陳情第5号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書」、陳情第6号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」であります。協議の結果、陳情第5号を「議長預かり」とし、陳情第6号を「採択」することを賛成多数により確認しましたので、陳情第6号を意見書として本日追加上程させていただきました。以上で、総務経済委員会の審査報告を終わります。

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告に対する質疑を打ち切ります。次に『文教福祉委員長』に報告を求めます。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。文教福祉委員長。

5番（加藤彰男君）

文教福祉委員会の審査結果を、会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第38号『令和2年度東栄町一般会計補正予算（第3号）についての関係分』議案第39号『令和2年度東栄町国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）について』議案第42号『令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算（第1号）について』の3議案と陳情第8号「障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書の計4件が付託されました。6月11日の委員会審査の結果、議案第38号は「賛成多数」、議案第39号、42号は全会一致で、いずれも原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。また陳情第8号の取り扱いは「賛成者少数」で「不採択」のため、「議長預かり」となりました。なお、本委員会は議員全員で構成され、全委員が出席しておりますので、主な議案の質疑項目のみ報告させていただきます。議案第38号について、歳出では「社会福祉費の福祉施設消毒費用補助金」「環境衛生費の報償費」「学校施設整備費の学習用端末等購入費」など、また歳入では「諸収入の小中学校給食費」について、それぞれ関連も含めて質疑がありました。議案第42号は歳入の「繰入金」「諸収入の派遣負担金」、歳出「総務費の職員手当」の質疑のほか、医療センター建設についての関連の発言と執行部からの説明がありました。なお「環境衛生費の報償費の支出根拠」「医療センターの職員手当」「医師派遣負担金」については、本会期中も含め改めて議会に説明するとしてしました。以上で、文教福祉委員会の審査報告を終わります。

議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告に対する質疑を打ち切ります。以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

議案第36号

議長（原田安生君）

次に、日程第2、議案第36号『東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第36号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 36 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。
討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 36 号の件を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号『東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 38 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 3、議案第 38 号『令和 2 年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）』についての件を議題といたします。議案第 38 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 38 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。
討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい 4 番。反対ですか。

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。私は本議案に反対の立場から討論いたします。本予算案には新型コロナウイルス感染拡大防止策として町内事業者への休業協力金や事業継続応援事業、さらに持続化給付の上乗せ支給など町独自の支援策が含まれています。また、小中学校の給食費無償化なども盛り込まれ、私はこの点では大賛成です。今後追加される地方創生臨時交付金の活用も視野にさらなる支援の拡充を求めます。しかし私は、次の 2 点の理由から本議案に反対します。1 つは、スマートフォンの防災情報伝達アプリ S アラートの導入予算 946 万円についてです。第一に、執行部の答弁では、町はスマートフォンの普及状況を

調査しておらず、町内にどれだけの世帯が恩恵を受けるか分からないからです。第二は、高齢者をはじめとするスマートフォンを持たない世帯への対策が無いという点です。町の資料では、スマートフォンを所有していない高齢者については、屋外スピーカーからの放送を基本とし、どうえいチャンネルでも放送内容を掲載する、聞き逃した場合でも専用電話番号へ掛ければ放送内容を確認できるとしています。しかし今、災害対策で問われている問題は、今議会の質疑ではじめて明らかになったように、新たに建設する30基の屋外スピーカーでは、町内全域に音声がとどかないという点です。私は、屋外スピーカーが聞こえない世帯、地域に対して戸別受信機の設置を求めます。先日、町内で火災が発生した時、戸別受信機からのお知らせは大変有効だったと思います。これから起こる大災害時、停電したらどうえいチャンネルは見られません。また、多くの高齢者が月5、6万円の国民年金で生活する中、スマートフォンの利用料やテレビの受信料など町民負担を考えると、防災情報伝達アプリSアラートの導入で全町民に漏れなく防災情報を漏れなく伝えるという町の責務が果たされるとは思いません。本会議初日に配付された資料には、このサービスは去年12月に村上町長が提案したと書かれています。私には町民の皆さんの要望や生活実態を踏まえた政策とは思えません。この間の町の答弁も問題です。昨年6月議会、8月臨時議会、副町長や総務課長は、2年かけて戸別受信機の設置も検討するかのような答弁をしてきました。また、9月議会では屋外スピーカーの音声で町内全域をカバーするかのような答弁もしています。しかし、今議会で各世帯の戸別受信機は緊急放送を含め来年2月初旬にも使えなくなることがわかりました。新設する屋外スピーカーでも聞こえない地域があることも判明しました。これでは、全町民の生命と財産を守る町の責務は果たせないと考えます。反対する大きな理由の2点目は、環境保全条例審議会への報償費の支出です。私はこの審議会が地方自治法上の付属機関にあたると思います。付属機関ならば法律に基づく設置条例が必要で、本予算案で報酬でなく報償費としての税金を支出することには疑義が残ります。町は、今議会でおおよそ9月に条例案を上程するため時間がない、臨時的なもの、意見を聞くだけというような答弁でありました。しかし問題は審議会の内容、実態であります。資料、環境保全条例(仮称)の制定に向けてや要綱を読みますと座長、議長を指定して議事を統括させ審議会は委員の意見の採用の可否を事実的に決定しパブリックコメント実施を諮問し、さらには町が提示する最終案も審議します。これは単なる意見聴取とはいえません。町の大きな方向性に深く関わる付属機関だと思えます。町の環境問題は全町民の意見をまとめて町が責任をもって条例案を作るべきだと思います。条例の運用にあたって、町が任意で選んだ委員に責任がふりかかるかもしれない現在の運営は見直すべきだと思います。私は、環境保全条例そのものをより実効あるものにするためにも改めて町の付属機関として審議会を設置し直すべきだと思います。今議会でも新医療センター建設にかかる地区懇談会の開催時期は明らかになりませんでした。今、町民が求めているのは、全町民が自由意思で参加できる自由な発言が保障された開かれた機会だと思います。以上反対討論といたします。

議長(原田安生君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「議長、2番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

私は、賛成をいたします。ただ今浅尾議員が、2つの問題を指摘しました。1つ目は、Sアラートの問題ですが、Sアラートに今回変えるのは、今までの防災行政無線がアナログからデジタル化に変更しなくてはならない、といったことが国の法律、全国的な課題でもあってそれに対応するためのものです。今まで東栄町も戸別受信機で受信をしてきましたが、これが全て戸別受信機だから完璧な伝達ができているといえるものではありません。電池が切れたり、あるいは電源がとんでいたり、故障したりと、完璧な方法はどこをどう探してもないわけです。時代とともにやっぱりスマホを持つ人たちも増えてきています。持たない方のためにも屋外スピーカーを30基も付けるわけですので、完全な形で皆に連絡ができる形があるなら、あるいは東栄町の財政の中でできるようなことがあれば是非とも提案いただきたい。戸別受信機を全てに付けることを今までやってきてそれまでのランニングコストが相当高くなって、非常に東栄町の財政を圧迫している。従って今後のことを考えると今回のSアラートの方式を取り入れたものと理解をしていますので、これについては全く問題が無いと考えます。2つ目の反対意見です。附属機関を設置しなければ自治法違反であるという反対理由を述べていますが、それは間違いであることを指摘します。附属機関とは、調停・審査・諮問・調査等を行うために、ご指摘の通り、条例設置後に開催する、合議制の機関です。町政運営や諸計画の策定に当たり町民、有識者、関係団体等の意見を聴取するために設けて、意見の聴取後、解散又はスポット的に招集される短期的な機関は、諮問機関であり、要綱・要領を根拠に設置して費用の支払いは報償費が適正です。今回の環境保全条例を制定するにあたり、議会の要望を受け、国や県の法律や条例に規定してある基準と整合性を図らなければなりません。役場の職員だけでは非常に難題の条例策定であります。そのため、専門知識をお持ちの大学の教授や地域の代表である区長などを委員にお願いし、意見を聞き、執行部に条例案を提案いただく機関であり、諮問機関であると解釈することが適当であります。条例制定後は解散する短期的な機関で、諮問機関や協議会のような扱いが最もふさわしく自治法違反にはあたらないので賛成します。むしろ、会議が協議途上で、結論が出る前の検討中の案件に、議員が口をはさむことは執行権の侵害であり厳に戒めなければならないことです。かつて東栄町は、目的のない土地を取得したり、20年もの長期にわたる土地賃貸契約を目的もないまま締結したり、扱いが決まっていないカメラやパネルの寄付を受け多額の費用を支払ったり、宗教的色彩の濃い物品購入をしたり等々いくつかの自治法違反ではないかと強く疑いたくなる施策を展開してきています。自治法違反を指摘するには、明確な根拠と、適正な議会の議論を経て指摘すべきであります。環境保全条例審議会委員の皆様には、外圧に屈することなく、東栄町が未来永劫、環境に配慮した素晴らしい町になれるような条例案の策定を望み私の賛成討論といたします。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第38号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

議長（原田安生君）

挙手多数であります。よって、議案第38号『令和2年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第39号

議長（原田安生君）

次に、日程第4、議案第39号『令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について』の件を議題といたします。議案第39号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第39号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第39号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号『令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第40号

議長（原田安生君）

次に、日程第5、議案第40号『令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について』の件を議題といたします。議案第40号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第40号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第40号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号『令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第41号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第6、議案第41号『令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について』の件を議題といたします。議案第41号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第41号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第41号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第41号『令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第42号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第7、議案第42号『令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算（第1

号)について』の件を議題といたします。議案第42号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「議長、2番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、2番。

2番(森田昭夫君)

簡単にお聞きします。先程事務長から説明をいただきましたけども、へき地医療の關係の単価を使っているということなんですけど、これはあくまでも県の単価であって東栄町で実際に払っておる、いわゆる給与を単価にして委託により費用を算出すべきでないかということが一つ。それともう一つ、勤務日を除してやっているということなんですけど、例えばボーナスなんかは入ってるんですか。あるいは、有給休暇、休みの日やなんかは全部東栄町持ちなんですか。このへんの計算はどうやってるんですか。もう一つは、手当ては条例で議決しているから関係ないというような言い方をされたんですけど、あまりにも責任を議会側に押し付ける話であって、責任のがれでないかなあと、やっぱり議決してるから関係ない、見直さないという言い方では少しおかしい。手当てというのは、議決してあっても常に見直すべきだし、それから人事院勧告にうたわれていない費用や手当てがありはしないか。うたがっています。以前にはこんなこともあったんですね。残業手当の計算方式、どうやっているのか。これは監査員がやるべきことなんですけど、1日5分とか10分の残業手当てを1か月積算して払うようなやり方をされていました。そんなような悪習が続いてはいないか。非常に心配します。残業手当てなんか非常に多いこともありますし、職員の東栄病院、こんな噂もあります、本給よりも手当てのほうが多いんじゃないかと。こういう噂もでてくるくらいなので非常に疑心暗鬼です。しかも給与は、この間一般質問でも出ていましたが、東栄病院の看護師の給与は安いと、安くて人が集まらないという話が出ていましたが、それは全く違う情報であって、むしろ東栄病院の医師の給料は他に比べて非常に高すぎるんじゃないかと、どういう計算でやっているのか分かりませんが、前歴加算など見ておるのでしょうか。前歴も全て100パーセントじゃないのかなあ。そんなふうにする。年齢や経験年数に比べて、他の自治体病院に比べても非常に高いとこんなふうに思いますが、この辺の見直しをするつもりはないのでしょうか。

(「議長、医療センター事務長」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長(前地忠和君)

最初の医師派遣に関する費用の問題ですが、つく診療所と東栄町の間には、さっきお話しさせていただいたとおり県のへき地医療支援機構の派遣単価を用いて算出しております。これにつきましてはそれぞれの自治体にあった費用と申されますが、津具は津具であり、

東栄は東栄であるためにお互いに話し会ってその辺の費用を県の機構の派遣単価を用いて相談の上でこの費用を使わしていただいたというところでございます。同じく新城市民につきましてもこちらから医師の派遣をしているわけですが、その前に医師派遣を新城からしていただいています。実はこの単価は同じような単価になりますが、新城市民につきましてもつぐ診療所同様医師派遣の費用を勤務日で除した値で算出しております。なお、費用の中にボーナスがということでしたがここにさっき説明させていただきましたけども人件費ということでご説明させていただきましたので、ボーナスについても入っております。ただ、森田議員が言われたように休暇ですとかそういう日につきましてもは全て除いて計算をさせていただいております。場合によっては、休暇の時にも来ていただくこともあるかもしれませんが、勤務日ということで計算をさせていただき新城市民との間でその了解をもって契約させていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。あともう一つ、手当の関係ですが、委員の説明という前に、委員会でありました委員がヤミ手当ということがありましたけども、そのヤミ手当、どういったものをヤミ手当と言うかわかりません。当方から考えますと条例に無く支払っているものについては確かにヤミ手当かもしれませんが、そういったものについてはございませんし、今お支払いしているものについては全て条例の中の適用でお支払いしているものですので、問題はないかと思っております。なお、残業につきましても正規の残業手当を支払っておりますので問題はございません。あと医師の給与ですか、これにつきましてもは何度も申し上げている通り中々医師の募集をする、看護師の募集をする、そういった中で中々募集をしてもこちらに来ていただける医師がいないということもでございます。給与は高い安いはあるかもしれませんが今支払っている医師の費用につきましてもは適当ではないかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(「議長、2番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、2番。簡明に。

2番(森田昭夫君)

派遣の費用、これやなんか結果的には休みは東栄町が持つ、この職員たちの勤務、よそに派遣しておいてその赤字分は東栄町が持つことになるんですね。ですからこれはやはり郡の医療、郡の医師会、郡の医療をどう考えるかということで、この中でしっかりと検討協議していくべきであって東栄町だけが赤字をしょっていくというのはあまりにおかしい、と思っておりますのでこういったことをこれからどんどん協議を進めていくべきだと、赤字が無くならないっていうのは、さきほど医師の給与と言っていましたけども、医師の給料も高いと思うんですが、非常に、私が言ったのは、特に高いのは看護師の給料も非常に高いと思います。手当はヤミ手当ではないとおっしゃいますが町村が勝手に作った手当、これをヤミ手当と言うんです。国の基準に定めていない、条例で勝手に作る手当をヤミ手当と言うんですが、そういったものはないんですかと。国の基準に定めてある手当でだけですかとお聞きしたかったわけですけど。いずれにしても2回目ですし、こういったことをこれからもしっかりと議論を積んでいきたいと思っております。もし回答があれば是非お願いしたい

ですし。このことについては、すぐに結論が出る問題ではないと思いますのでこれからしっかりと追及もしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第42号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第42号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第42号『令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算（第1号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第43号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第8、議案第43号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部からの説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

議案第43号、東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、東栄町職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年6月17日提出、東栄町長村上孝治。2枚ほどめくっていただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。最初2条につきましては、火葬業務手当の次に診療業務手当及び防疫作業手当を追加するものでございます。文言の追加です。次に別表第3条関係でございますが、この別表につきましては、全文改正させていただきました。4分の1ページにつきましては、真ん中あたりでございますが、診療業務手当の備考の東栄病院を東栄医療センターに修正させていただきました。次にもう一枚めくっていただきまして、4

分の2と4分の3ページ、4分の2ページにつきましては、特に手当の額等の改正はございません。ここも備考の欄に規定してある部分を東栄医療センターに修正し、このほか改正前は備考欄に支給要件を記載しておりましたが、改正後は左から3列目になりますが、手当の額の欄に要件と金額を表示した別表とさせていただきます。次に4分の3ページの中段から下、ここは主な改正点になります。一番左、手当の種類欄に防疫作業手当とし、次にその右になりますが、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定するものをいう。）から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって町長の定めるものに従事した者。次に左から3列目ですが、ここは手当の額でございます。1日3,000円ただし、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合は1日4,000円が追加になりました。次に一番改正後の一番右の欄ですがここには備考で、東栄医療センター及び下川診療所に勤務する職員に限る。ここを明記させていただきました。戻っていただきまして、最初から1ページ、めくっていただきますと、3分の3のところですか。附則であります。この条令は、公布の日から施行し、改正後の東栄町職員の特種勤務手当に関する条例第2条及び別表（防疫作業手当の項に限る）の規定は、令和2年2月27日から適用する。遡及適用して給付することになります。提案理由、この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた業務について、防疫作業手当の措置を講ずるとともに、所要の改正を行う必要があるからである。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第43号の説明が終わりました。これより、議案第43号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

2点お伺いいたします。基本的に自治体病院、医療施設ということではないですけども、自治体で持っている東栄町として今回の新型コロナウイルス感染対策に対してこういう対策をしていくと、大変適切にやっていく必要があるということをやまず思います。その点で2点お伺いしますが、先程の新設された手当ですよね、防疫作業手当の金額はですね、いわゆる他の医療機関との関係を含めた時に私立の場合と公立、医療施設の規模もありますけども、その点でこの金額はどのように判断したかという点の一つがあります。それからもう1点は、このとこで該当する作業については、説明がありましたが、その他の作業については町長がこれを認めた場合ということで裁量がそこにあるというふうに捉えられていますけども、まあ当然、今回の新型コロナウイルス感染対策ということは初めての経験ということで医療機関は大変苦勞してみえてリスクもあります

ので、この裁量部分はですね現実の医療センターはじめですね、関係するところと現場の中でよく協議してこの裁量を決めてく必要があると思います。そういう点も含めて、この町長が認めるという作業をですね、表現しているのかどうか。この2点をお伺いします。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

最初の質問、他の医療機関との金額の相違ですとか、調整の件でございますが、現在のところ、これは基本的に人事院規則の変更によりまして愛知県を通じましてこちらに準則というものが来ましてこれに基づいて条例改正をさせていただくところでございます。現在のところ東栄町と新城市ここで調整をさせていただきまして、額については同額でございます。もう一つの質問の中に、町長が認める裁量をどうするかということでございますが、現在のところ新城市市民病院さんと、新城市になるわけでございますが、内規を作ることが決定されておまして、この内規を作ることが調整中であります。どのようになつたら3,000円なのか、どの場合になつたら4,000円なのか、これを明確にしておく必要がございますので、今内規を作っておる最中でございます。以上です。

(「議長、5番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今説明がありました2点目のところですけども、今後も感染がどういう形で第2波、第3波含めてですね、コロナウイルス以後の新しい感染症対策も視野に入れながら準備していくという点がありますので、先程のどういう作業が該当してくるのかというのは先程の新城市市民病院を含めてですね、現場に実状にあった、その現場の声をよく聞いてですね形で共に作っていただくと要望したいと思います。その方向ということによろしいですか。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

そのとおりです。

(「議長、4番」の声あり)

議長（原田安生君）

そのほか、はい4番。

4番（浅尾もと子君）

今回の防疫作業手当の追加であります。コロナの関係で命に関わる危険な診察や業務が実際に発生する可能性がありまして、その危険に見合う金額とまではいえないかもしれませんが、特別な手当を町が出すということは本当に良かったと思います。感謝申し上げます。その上でお尋ねいたします。この議案の提案が、議会中、本日になったわけなんですけども、急に決まった議案であるということだと思っております。国や県から通達があったのか、または新城市との調整が遅れたために急な提案になったのか、所要の改正を行う必要があるからであるという提案由ですけれども、具体的な提案になった経緯をお伺いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

この一部改正につきましては、5月末に県から準則と見本のようなものがとどく訳ですが、そこからの作業になります。東栄町で制定してよろしいのか、文言を色々考えて作るわけでございます。それと同時に自治体で病院を抱えている新城市さん、こちらから医師を派遣しておりますので、その調整に難航しておりました。まだ内規につきまして結論が出ておりませんが、東栄町につきましては本日最終日ということで上程させていただきまして新城市さんにつきましては東栄町より後でございますので内規につきましては調整できていない部分がありますが、このような経緯で最終日になってしまいました。よろしくお願ひします。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

もう一点伺います。9日私の一般質問で町内医療機関、介護施設職員への危険手当を支給する考えはないかと私の質問に対して、町は考えていないと答弁したと思うんですけれども、一般質問の前日の8日本会議初日には総務課長は本議案を追加上程する旨議会に報告しておられますので実際には危険手当の支給を考えていたということではないかと思うんですが、答弁の誤りではないか、手当自体はとても良いことですので答弁の訂正を求めたいと思うのですが認識を伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

6月9日開催の一般質問におきまして、浅尾さんからの質問内容が町内の事業者、医療従事者を守る新型コロナ感染症防止の独自の施策についての大きな見出しがありましてその中の（2）町内医療機関、介護施設機関への手当を支給する考えはないか、このような質問だと記憶しておりますが、この質問の回答といたしまして住民福祉課長からの回答として今のところ町独自の危険手当を支給する考えはないと回答させていただきました。この回答が、今回特殊勤務手当の一部改正を上程するというのであれば回答内容も違ってくるんじゃないかと思うんですという見解の質問でよろしいでしょうか。この経緯につきましては、6月8日に私が最終日に一部改正を1件追加上程させていただく予定と報告させていただきました。一般質問の開催日6月9日時点では今回追加上程させていただいた条例は未定稿、未完成でございました。条例は全て専決処分したものを除きますが、議決を得てからの執行となります。6月9日時点におきましては、新型コロナウイルス関連の防疫作業手当支給条例がまだこの時には存在しておりません。このほか質問にある介護施設職員への手当については、東栄町は支給できません。また今回の条例の人事院規則の改正によるもので、全国で改正する必要がある自治体はほぼ同一な一部改正になると思われます。またこのことから町独自の一部改正でもございませんので、ここの答弁としましては、今のところ町独自の手当を支給する考えはないと回答させていただいた経緯がございますので修正する意思はございません。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

質問の趣旨を是非ご理解いただきたかったところであります。危険手当を支払ってほしいというのが私の趣旨ですので、独自なのか、県からの依頼で全国一律で作ったものなのか、ということにはとらわれずですね、そういった検討がされているというは裁量としてご答弁いただいて良かったんだなあと考えます。この点ではこれで結構ですが、最後にもう一点伺います。この施行日から現在までの防疫作業手当の対象件数及び影響額を伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和）

遡及するというところで、1月に遡ってという事ですので、詳しく調べてみなければ分か

りませんが、金額は分かりません。3,000円あり、4,000円ありという内容ですので分かりませんが、今のところちょっと聞き取りをしたところですね10人前後と考えておりますのでよろしくをお願いします。

議長（原田安生君）

はい、そのほかよろしいですか。

議長（原田安生君）

以上で、議案第43号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第43号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第43号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 意見書第1号 -----

議長（原田安生君）

再開いたします。次に、日程第9、意見書第1号『地方財政の拡充を求める意見書案の提出について』の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。総務経済委員長。

1番（伊藤芳孝君）

意見書第1号、地方財政の拡充を求める意見書（案）の提出について、地方自治法第99条の規定による別紙意見書（案）を東栄町議会会議規則第13条の規定により提出する。令和2年6月17日提出、提出者東栄町議会議員伊藤芳孝、賛成者東栄町議会議員山本典式。内容の詳細につきましては、議会事務局長から朗読、説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（原田安生君）

それでは、議会事務局長に説明させます。

(「議長、議会事務局長」の声あり)

議長 (原田安生君)

議会事務局長。

議会事務局長 (亀山和正君)

地方財政の拡充を求める意見書案についてお手元の資料について朗読させていただきます。現在、地方公共団体の財源不足は依然として深刻であり、地方交付税の法定率の抜本的な引き上げなどの地方財政の拡充が求められている。国の地方交付税制度では「行革努力」を算定に反映するなど「トップランナー方式」を一つの指標として、全国の自治体の算定が進められている。また政府は、総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会」報告書において、①スマート自治体への転換 ②公共私による暮らしの維持 ③圏域マネジメントと二階層の柔軟化 ④東京のプラットフォームなどが議論され、とりわけ「スマート自治体」への転換として、「破壊的技術 (AI・ロボティクス等)」を使いこなし自治体職員を半減化する方向や、新しい公共私協力関係の構築、圏域単位での行政を進めるためのスタンダード化や都道府県の広域調整機能など、この構想が、これまで築き上げてきた地方自治を後退させるのではないかと、地方団体や日本弁護士連合会から批判や危惧の意見が上がっている。国には国民が等しく、憲法が定める健康で文化的な生活が営めるように、地方財政法に基づき地方自治体に必要な地方財源を保障する責任があると考えます。よって、東栄町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

1 憲法に基づき国が生活の最低限度 (最低水準) を保障し、住民が全国のどこに住んでも健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充すること。2 地方交付税について、法定率を抜本的に引き上げ、地方の財源格差是正と財源保障の機能を果たすよう拡充すること。3 地方自治体の公共施設等総合管理計画に対する施設の耐震化や建て替えを行うための財政措置を充実させること。4 地方自治体間の財源格差は、水平的な財政調整で是正するのではなく、地方交付税や国庫補助金の拡充など、国の責任と負担による垂直的な財政調整で是正すること。5 大規模な災害からの復旧・復興、新型感染症への対応等にかかる財源は、自治体に負担させず、全額を国が負担すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。愛知県北設楽郡東栄町議会。提出先は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

以上です。

議長 (原田安生君)

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「議長、5番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今、提案と説明がありました。確認の点で2点お伺いいたします。私は委員会の方で賛成ということですが、今回本会議の方で提案されていますこの意見書案につきましては、全文のところを含めてですね基本的に全国町村議長会ですね見解等を踏まえながらこういうふうな全文構成され、特に自治体戦略に2040構想ですねこの部分については色々な諸団体がですね地方自治の見解を述べていることを踏まえて作成されているふうに捉えています。その点と、要請項目、要望項目ですけど5項目ということでその中で全体に整備されながら3点目のところでは新たに公共施設等総合管理計画に対するという財政措置のことを書かれています。これは本当に現在の新型コロナウイルス対策の中で国、地方の財政がどう変わるのかということと合わせてこれまでの経過の中では各自治体を持っている公共施設をどう今後管理し、またその対応をしていくのかという点での財政措置、両面で大切だという点で、3項目目も極めて重要な項目だと思います、そういう点では全文のところをそういう趣旨で整備され、5項目目も新たに総合管理計画を含めて構成されたとそういう理解でよろしいかお願いいたします。

議長（原田安生君）

1番よろしいですか

1番（伊藤芳孝君）

この意見書はですね、昨年同様に扱わせていただいています。下の項目はですね、東栄町議会ということで、これは要望団体ということではなくて東栄町議会として出すものですから修正をさせていただきました。1つ目はですね最低限の生活をどこに住んでおってもできる地方自治と地方財政を拡充してほしいと、それから全部は説明しませんが、最後のところは大規模災害や新型の感染症なんかの時にはですね国が財政で持って対応していただきたいと、そんなようなことを財政力の弱い小さな町から意見書として上げさせていたいただきたいとそんなふうに委員長一任をいただいていますので昨年同様に修正させていただきました。よろしく申し上げます。

議長（原田安生君）

5番よろしいですか。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。本件は討論を省略し、直ちに採決に入ることにご異議ご

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

ご異議なしと認めます。意見書第1号の件を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号『地方財政の拡充を求める意見書案の提出について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議会運営委員会の閉会中の継続審査 -----

議長(原田安生君)

次に、日程第10、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により、「閉会中の継続審査の申し出」があります。ここでお諮りいたします。委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査」とすることに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査」とすることに決定しました。

----- 閉 会 -----

(散 会)

議長(原田安生君)

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。会期中、皆様方のご協力に対しまして、厚くお礼申し上げます。これをもちまして、『令和2年第2回東栄町議会 定例会』を閉会いたします。

<閉会 11:14>

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員
